

「令和6年度徳島県食品衛生監視指導計画（原案）」に係る意見募集結果について

「令和6年度徳島県食品衛生監視指導計画（原案）」に対する県民意見等を募集した結果、3名の方から3件の御意見、御提言が寄せられました。いただいた御意見等に対する徳島県の考え方は、次のとおりです。

募集期間：令和6年2月1日（木）から令和6年3月1日（金）まで

	いただいた御意見等	御意見に対する県の考え方
1	重点的に実施する監視指導事業として、「HACCPに沿った衛生管理の徹底」が挙げられていました。昨年ニュース等で、イベントへの食品出品で食中毒が発生したことが報じられたことに関連して、本県で個人事業主やイベント出品者に対して行っている指導内容を、具体的に消費者が知ることのできる仕組みづくりがあれば良いと考えます。マスコミに取り上げられる機会が増えると、商品の衛生管理の基準など食品衛生について関心のある消費者は、今後ますます増えていくと思います。	徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、食品事業者に対して衛生管理について監視・指導を行うとともに、その指導内容等を県民のみなさんにも知っていただけるよう、県ホームページ等で公表するよう努めて参ります。
2	食中毒等が起こらないように、事業者への監視・指導や県民への注意喚起をするべき。	徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、食品事業者に対して衛生管理について監視・指導を行うとともに、引き続き、食中毒予防等に関する情報を県ホームページ等で発信し、県民への注意喚起を図って参ります。
3	食品表示についての普及啓発をもっとしてほしい。	食品表示の適正化については、県産食品の信頼性やブランド力の向上に向け、食品関連事業者を支援するため、食品表示制度講習会を実施するとともに、食の安全安心情報ポータルサイトによる情報発信を行っています。 また、消費者教育による食品表示の正しい理解の促進については、学べる機会や内容の充実を図っています。具体的には、出前講座やリスクコミュニケーションの実施に加え、動画共有ウェブサイトを活用するなど、学習機会のバリエーションを充実させることにより、一人でも多くの方々に学べる機会を提供できるよう努めています。